独立行政法人国立病院機構 災害医療センター

後発医薬品・一般名処方のご案内

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）及び一般名処方の使用を推進するとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、後発医薬品での処方を行うことがあるほか、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした、「一般名処方」を行うことがあります。

特に一般名での処方は、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

- **後発医薬品（ジェネリック医薬品）**とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。

- **一般名処方**とは、「有効成分」を処方せんに記載することです。お薬の選択肢が増えることで、供給不足のお薬であっても、有効成分が同じ複数のお薬が選択できるようになります。

独立行政法人国立病院機構 災害医療センター